

みんなで築こう人権の世紀

～考え方 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

「共にいる」と「共に生きる」ことの間に大きな違いがあります。

「共に生きる」という言葉には、支え合いや助け合いといった相補性・互恵性や、一緒に何かしらの活動に取り組むといった協働性の意味合いが込められています。相補的・互恵的・協働的な関係が地域で繰り広げられれば、その場に関わった人々は相互に影響を及ぼし合うこととなります。外国人住民と「共に生きる」社会とは、受入社会の人々にも自ずと変化をもたらすものに他なりません。中には新たな常識や認識が生まれ、これまで異なる動きが導き出されていくこともあるでしょう。そのことで私たちの社会の生きやすさ、暮らしやすさが前進する可能性も小さくありません。

それでは、地域における外国人住民と日本人住民はどうほど「共に生きる」関係となっていましたのでしょうか。「共に生きる」社会を実現するために、どのような外国人住民の社会参加を推進していくべきなのでしょうか。日本においても外国人住民の存在感が高まる中、私たちはこうした問い合わせていかなければなりません。

あなたが社会の一員であることを認識・実感するのはどのような時でしょうか。ある人は対価を伴う仕事に従事している時（経済的参加）を思い浮かべるでしょう。ある人は地域活動に参加する中で様々な人間関係ができる、支援が必要な時に助けてくれるつながりができた時（対

外国人も住みよい地域に

2 社会参加の四つの側面

この四つの社会参加が何らかの形で進んでいても、外国人住民と日本人住民との間で対等性・公平性が認められなければ、外国人住民は「よそ者」として周縁化されることになります。「よそ者」と位置づけられれば、受入社会への信頼や愛着が形成されず、積極的参加の意識・意欲も低下することでしょう。そのため、外国人住民の視点から四側面の現状課題を見出して、問題解決に取り組み続ける仕組み（例えば、外国人住民会議）を設けることが社会参加推進の環境整備として求められます。同時に、受入社会の人々の課題認識が耕されなければ、解決すべき問題としての優先順位が上がらないことが懸念されます。例えば、防災訓練や減災ワークショップのような共有性の高いテーマの活動に一緒に取り組む機会も設けていくことが求められます。

「意識の壁」については、依然として数多くの問題がありつつも、医療通訳や司法通訳などの仕組みが整えられ、外国人児童・生徒の学習権保障に向けた動きなども進み出しています。

この際、外国人住民が有する強みが発揮される参加を呼びかけたいところです。出身国家庭料理を子ども食堂や地域イベントで供してもらうということが一例として挙げられるでしょう。ただし、外国人住民だからといって出身国文化に親和性が高いとは限りません。移民世代などが変われば、生活文化も変わってしまいます。外国人住民を一括りにはせず、一人ひとりの強みに目を注がねばなりません。そのような個人としての尊重に基づく交わりこそ、「共に生きる」関係性の内実を豊かなものとしていくのです。

外国人の社会参加」をテーマに寄稿していただきました。

1 「いる」と「いる」といきます
「共にいる」と「共に生きる」ことの間に大きな違いがあります。

「共に生きる」という言葉には、支え合いや助け合いといった相補性・互恵性や、一緒に何かしらの活動に取り組むといった協働性の意味合いが込められています。相補的・互恵的・協働的な関係が地域で繰り広げられれば、その場に関わった人々は相互に影響を及ぼし合うこととなります。外国人住民と「共に生きる」社会とは、受入社会の人々にも自ずと変化をもたらすものに他なりません。中には新たな常識や認識が生まれ、これまで異なる動きが導き出されていくことがあるでしょう。そのことで私たちの社会の生きやすさ、暮らしやすさが前進する可能性も小さくありません。

2 「社会参加の四つの側面

3 「社会参加を阻む三つの壁」
多文化共生という概念は外国人住民の苦悩・痛苦を生み出す社会構造に対する問題提起として日本では用いられてきました。そうした社会構造の問題は「言葉の壁・制度の壁・意識の壁」として具体的に現れることになります。

4 「呼びかけの声」
た歴史などの背景への接近が求められます。しかし、それは容易になされることではありません。関わり続ける中で間合いを詰めていくことになります。

「言葉の壁」については理解も深まり、日本語教室や母語教室が開設されているほか、多言語版親子手帳の発行やごみ収集場での多言語表記、ピクトグラム（絵文字）による避難所内標示など、さまざま取り組みが見られるようになりました。「やさしい日本語」の使用も広がってきています。

「制度の壁」については、依然として数多くの問題がありつつも、医療通訳や司法通訳などの仕組みが整えられ、外国人児童・生徒の学習権保障に向けた動きなども進み出しています。

この際、外国人住民が有する強みが発揮される参加を呼びかけたいところです。出身国家庭料理を子ども食堂や地域イベントで供してもらうということが一例として挙げられるでしょう。ただし、外国人住民だからといって出身国文化に親和性が高いとは限りません。移民世代などが変われば、生活文化も変わってしまいます。外国人住民を一括りにはせず、一人ひとりの強みに目を注がねばなりません。そのような個人としての尊重に基づく交わりこそ、「共に生きる」関係性の内実を豊かなものとしていくのです。

川中 大輔さん寄稿

「共にいる」社会から「共に生きる」社会へ



かわなか・だいすけ 龍谷大学社会学部准教授。放送大学客員准教授。シチズンシップ共有企画代表。財団法人大学コンソーシアム京都研究主幹、立命館大学共通教育推進機構嘱託講師などを経て現職。専門は社会デザイン研究、シティズンシップ教育論、市民活動論。

12月4日（土）～10日（金）は人権週間です。この機会に改めて人権について考えてみましょう。

今回は、龍谷大学社会学部准教授の川中大輔さんから、「外国人の社会参加」をテーマに寄稿していただきました。

人 権 週 間

問人権啓発課（八幡人権・交流センター）（☎981-3127）

防災講演会を開催します 来年1月22日

日ごろからの防災・減災意識を高め、地域の防災力の向上を図ることを目的として、小学生からでも楽しめる防災講演会を開催します。

※参加無料。事前申込が必要です。
▶日時 1月22日（土）午後1時30分～3時30分（開場1時）
▶場所 生涯学習センター3階 ふれあいホール

▶対象 市内在住、在勤、在学の人
▶定員 125人
※定員を超えた場合は抽選。
▶内容 「あなたのほうさいスイッチ～これから水害に立ち向かう～」
▶講師 竹之内健介さん（香川大学創造工学部講師（気象予報士））

■・問12月21日（火）までに郵送または電話、メールで参加者全員の氏名（フリガナ）、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレスを防災安全課（〒614-8501 市役所防災安全課〈住所不要〉、☎983-3200、メールbousai@mb.city.yawata.kyoto.jp）へ